

「治療と就業の両立支援」について

～船員労働安全衛生規則の改正～

国土交通省 海事局
船員政策課
令和8年1月

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

第181回船員部会資料(抜粋)

改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

- ① カスタマーハラスメント(※)を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。
※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- ③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

- ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
- ② 女性活躍推進法の有効期限(令和8年3月31日まで)を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
- ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
- ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし)の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
- ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

等

施行期日

公布の日から起算して1年6月以内に政令で定める日(ただし、1③及び2②から④までは公布日、2①及び⑥並びに3は令和8年4月1日)

- 高齢者の就労の増加や、医療技術の進歩等を背景に、病気を治療しながら仕事をする労働者は年々増加しており、今後も一層の増加が見込まれている。
- これまでは、法的根拠のないガイドラインにより「治療と就業の両立」の取組を促してきたところ、法を根拠とすることで取組の更なる促進を図る。

1 治療と就業の両立支援(労働施策総合推進法)		船員労働安全衛生規則で同等の措置を講じる
国	① 「治療と就業の両立支援」を事業主が適切かつ有効に実施するための「指針」を策定すること ② 「指針」は「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」と調和がとれたものとする ③ 「指針」に基づき、事業主に対し必要な措置、援助等を行うことが出来ること	
事業主	① 事業主は、職場における治療と就業の両立を促進するために 必要な措置を講じるよう努めなければならない こと。	

2 治療と就業の両立支援指針(告示)		陸上の指針を参考に国土交通大臣告示を制定する
• 指針について、法的根拠のない現行のガイドラインを、法律に基づく指針(大臣告示)に格上げする。 • 現行ガイドラインの参考資料(様式等)については、労働基準局長通達で示す。		

【指針骨子】

項目	記載内容
1 治療と仕事の両立支援の趣旨	基本的にガイドラインを引用
2 労働安全衛生法との関係	基本的にガイドラインを引用
3 両立支援を行うに当たっての留意事項	基本的にガイドラインを引用
4 両立支援を行うための環境整備	基本的にガイドラインを引用
5 両立支援の進め方	以下を追記の上、基本的にガイドラインも引用 ① 産業医と主治医の効果的な情報交換のあり方 ② 職場復帰に向けた支援の在り方
6 特殊な場合の対応	基本的にガイドラインを引用

- 「治療と就業の両立支援指針」の元となる両立支援ガイドラインの内容は以下の通り。

治療と仕事の両立支援ガイドライン

- 治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることなく、適切な治療を受けながら就労を続けられるよう、事業場における両立支援のための取組事項をまとめたもの

対象労働者

雇用形態いかに関わらず
全ての労働者

対象疾患

反復・継続した治療が必要な
全ての疾病



(平成28年2月公表)

1 両立支援のための環境整備

- 事業者による基本方針の表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化、社内における両立支援体制の整備
- 個人情報保護のための適切な情報管理
- 両立支援に関する休暇制度・勤務制度等の整備
(例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等)



2 個別の両立支援の進め方

5 両立支援プランの作成



企業

① 両立支援の申し出

③ 勤務情報提供支援

④ 主治医意見書提出



労働者

② 勤務情報提供書

⑤ 主治医意見書



主治医

主治医・企業間の適切な情報のやりとりをサポートする各種様式例を掲載



「治療と就業の両立支援」に対する対応方針

- 労働施策総合推進法における「治療と就業の両立支援」に係る規定は「船員」は適用外
⇒ 船員労働安全衛生規則の一部改正により、「船員」における治療と就業との両立支援を推進する。

	陸上	船員
法律(陸) 省令(海)	「治療と就業の両立」に関し、労働施策総合推進法に以下規定が設けられた。 (令和8年4月1日施行) ➤ 事業主は、職場における治療と就業の両立を促進するために必要な措置を講じるよう努めなければならないこと。 ➤ 上記措置の適切・有効な実施を図るため厚生労働大臣が指針を定めること。 ➤ 上記指針はTHP指針と調和するものであること。 ➤ 厚生労働大臣は、指針に従い事業主に対し、必要な措置、援助等を行うことが出来ること。	「治療と就業の両立」に関し以下の規定を設ける ➤ 船舶所有者は、国土交通大臣が告示で定める指針に従って、職場における治療と就業の両立を促進するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。 ※ 国の援助については、船員災害防止活動の促進に関する法律第5条の規定を参照
指針 通達	- 現行の「事業場における治療と仕事の両立支援ガイドライン(平成28年2月策定)」を、法律に基づく指針(大臣告示)に格上げ。 - 内容については基本的に現行のガイドラインの本文部分を引用。 - 様式等については、指針中に委任規定を設け、労働基準局長通達により示すこととする。	- 陸上の指針の内容を参考に、国土交通大臣が告示で定める指針を制定する。 - 当該指針の制定にあたっては、船員労働の特殊性を考慮した規定を設ける。